

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年3月16日

独立行政法人国立高等専門学校機構
宇部工業高等専門学校
契約担当役 事務部長 大西 由喜男

1 工事概要

- (1) 工事名 宇部工業高専プールその他とりこわし工事
- (2) 工事場所 山口県宇部市常盤台2丁目12番1号 宇部工業高等専門学校構内
- (3) 工事内容 本工事は、既存プール及び付属建物（RC-2、延べ床面積76m²）及び電気設備・機械設備のとりこわし撤去を行うものである。
- (4) 工期 令和2年6月30日まで
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しい者は、契約担当役の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした解体工事に係る平成31、32年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級が、A等級、B等級又はC等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成16年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した鉄筋コンクリート造又

は鉄骨鉄筋コンクリート造のとりこわし工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。經常建設共同企業体にあつては、經常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
(当該工事の配置予定技術者は、専任を必要としない。)

①解体工事施工技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級建築施工管理技士の資格を有する者※
- ・ 1級土木施工管理技士の資格を有する者※
- ・ 2級建築施工管理技士（ただし、種別を「建築」または「躯体」に限る。）の資格を有する者※
- ・ 2級土木施工管理技士（ただし、種別を「土木」に限る。）の資格を有する者※
※平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上または登録解体工事講習が必要。

②平成16年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記(5)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、經常建設共同企業体の場合にあつては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

③監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤經常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

(6)申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は独立行政法人国立高等専門学校機構から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7)工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事のうち、平成29年度以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の各年度の平均が2年連続65点未満（「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績）でないこと。

(8)上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9)入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又

は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く
(入札説明書参照。))。

- (10) 山口県内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと(入札説明書参照。))。
- (12) 誓約書の提出が可能であること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒755-8555 山口県宇部市常盤台2丁目14番1号
宇部工業高等専門学校総務課施設係
電話番号 0836-35-4972

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和2年3月16日(月)から令和2年4月8日(水)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時00分まで。

上記(1)及び宇部高専ホームページ(<http://www.ube-k.ac.jp/tender/>)により交付する。

入札説明書の交付に当たっては無料とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和2年3月16日(月)から令和2年3月30日(月)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時00分まで(ただし、最終日の3月30日(月)は、13時00分まで。))。

上記(1)に同じ。

電子入札システムにより、提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送等(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。)すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和2年4月1日(水)から令和2年4月9日(木)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時00分まで(ただし、最終日の4月9日(木)は、13時00分まで。)に、電子入札システムにより、提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は上記(1)に持参すること(郵送等による提出は認めない。))。

開札は、令和2年4月10日(金)13時30分 宇部工業高等専門学校会議室(電子入札システム)にて行う。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除。

- ② 契約保証金 納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当役が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第36条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ことがある。
- (5) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (9) 手続における交渉の有無 無。
- (10) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (11) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係の有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、契約の締結を行うこと。

なお、契約の締結をもって同意されたものとする。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること
又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、
顧問等として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占め
ていること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、
契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、
職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区
分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以
上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3) 当機構に提供する情報

① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職
名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引
高

4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契
約については原則として93日以内）

(12) 詳細は入札説明書による。